

健水発第38号
平成13年4月20日

東京都水道局営業部長 殿

厚生労働省健康局水道課長

指定給水装置工事事業者制度の運用に係る疑義について
(回答)

平成13年3月29日付12水営装第219号をもって照会のあった標記について、下記のとおり回答する。

記

(疑義1について)

水道法施行規則第36条第2号に規定する「適切に作業を行うことができる技能を有する者」については、平成9年8月11日付け衛水第217号厚生省生活衛生局水道環境部水道整備課長通知の第4の5の(2)により、「配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の配水管から給水管を分岐する工事に係る作業及び当該分岐部から水道メ-タ-までの配管工事に係る作業について、配水管その他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないよう、適切な資機材、工法、地下埋設物の防護の方法を選択し、正確な作業を実施することができる者」としているところである。

具体的には、水道事業者等によって行われた試験や講習により、資格を与えられた配管工(配管技能者、その他類似の名称のものを含む。)職業能力開発促進法第62条に規定する配管技能士及び同法第24条に規定する都道府県知事の認定を受けた職業訓練校の配管科の過程の修了者、(財)給水工事技術振興財団(水道法第25条の12の規定に基づく厚生労働大臣指定機関)が実施する配管技能の習得に係る講習の課程を修了した者等が想定されるが、いずれの場合も、配水管への分水栓の取付け、配水管のせん孔、給水管の接合等の経験を有している必要がある。

なお、水道事業者が、配水管の分岐部から水道メ-タ-までの配管作業に従事する者の要件として、上記の内容を供給規程等に盛り込むことについては差し支えない。ただし、特定の資格を有しているか否かではなく、実際に必要な技能を有しているか否かにより判断すべきものであるので、その運用にあたっては、特定の有資格者に限定することのないよう留意されたい。

(疑義2について)

(略)

(注)下線は、(財)給水工事技術振興財団で付しています。

別紙2は、3.追加認定分の「認定証」交付はじまるを参照